

行政手続の押印見直しについて（方針）

行政手続のオンライン化については、デジタル手続法（令和元年5月31日公布）により、努力義務とされたところですが、新型コロナウイルスの感染拡大の防止、また、デジタル時代を見据え、押印原則・書面主義・対面主義からの決別が喫緊の課題となっています。

昨今の国の行政手続に係る押印見直し（※）を受け、本市における今後の行政手続等のオンライン化に向けた取り組みとして、また、行政手続に係る市民の負担を軽減し、利便性の更なる向上を図るため、関係各課との協力・連携のもと、条例等をはじめとする行政手続の押印の見直しに取り組むものとします。

（※）押印見直しに際し、地方公共団体における押印見直しマニュアル（令和2年12月18日内閣府発出）を一読してください。

1 押印見直しの対象

規定（慣習等を含む）に基づき、市と個人・事業所等が行う手続（行政手続）及び市組織内部で行う手続（内部手続）で、書面、押印、対面によることを求めているものを対象とします。

根拠とする規定は、行政手続法又は千曲市行政手続条例の対象となる手続等に限らず、市単事業の補助金、交付金、工事その他の契約、会計手続、人事・庶務手続等の要綱・要領等によるものも対象とします。

2 用語の定義

(1) 印鑑の用語

	定 義
登 記 印	法務局へ会社の設立登記を行う際に届け出た印鑑。 代表者印。
登 録 印	①印鑑登録制度において登録した印鑑。 実印。 ②銀行口座開設時に届け出た印鑑。 銀行印。 ③その他特定の手続 ² で使用するものとして登録した印鑑。
認 印	印鑑登録を要しない印鑑（種類を問わない）。 三文判や角印。

(2) 手続の定義

	定 義
行政手続	住民や事業者から提出される申請等
内部手続	行政内部の手続（会計手続、人事手続等）

(3) 用語の定義

	定 義
法令等	法律、政令、省令、告示、通知等
条例等	条例、規則、規程、要綱、要領等
署名	書類等に自署すること
記名	書類等に氏名を記載すること

3 押印廃止の検討手順

①「押印見直し検討リスト」による洗い出し（所管課）

所管課において、「押印見直し検討リスト」による洗い出し作業を行います。

条例等で定める申請書など、個人・事業所等より押印を求める**様式**又は添付書類等への押印について、**原則廃止**の方針で作業を進めてください。

押印を求める根拠ごとに、押印を求める趣旨（種類や内容・目的）に鑑み、

(a) 押印を求める意味 **(b) 趣旨の合理性** **(c) 代替手段の可否**

の視点から押印廃止の検討を行ってください。また、押印を廃止できないものについては、その合理的な理由を整理してください。

押印廃止と同時に提出を求める様式や添付書類の簡素化（一部見直しを含む）、個人・事業所等に申請行為を求めることの必要性の検討等を行い、**可能なものは押印の廃止に合わせて見直し**してください。

様式中の記載項目の削減など、事務処理の迅速性、正確性、市民の負担軽減の観点から、必要に応じて様式改善を行ってください。

次の方法により、添付書類の簡素化を検討し、可能なものは押印見直しに合わせて規定の改正等をしてください。

- ・添付書類の削減（不要なものや他の書類で確認可能なもの等）

- ・原本の提出や提示ではなく、写し（紙によるコピー又は電子データ）の提出

また、**署名**については、一連の行政手続の中で押印と同時に、又は押印の代替として求められることが多いことから、押印見直しに併せて、**署名の見直しについても検討**します。

- ・根拠規定が「署名及び押印」：署名を求める実質的な意味の有無
- ・根拠規定が「署名又は記名押印」：署名を求める実質的な必要性の有無

※ **契約書や見積書、請求書等**の支出根拠書類の押印、**協議書、覚書等**の押印の考え方については、関係課とヒアリングのうえ検討を行います。

②「押印見直し検討リスト」のヒアリング（総務課⇔所管課）

提出があった、押印根拠や押印廃止の可否や見込み、署名廃止の可否や見込み、代替手法等のリスト内容について、総務課と所管課でヒアリングによる確認作業を行います。

③条例等の改正（総務課⇔所管課）

総務課において、条例等の改正の方法（※）を検討し、必要な**条例等の様式**（必要に応じて本文中）の**改正**を行います。改正案については、所管課と確認をしながら進めます。

（※）先行して押印見直しを実施している地方公共団体の取組によると、条例等の一括改正や、特例規則を活用（別表による読み替え等）し、押印を廃止する際の速やかで効率的な条例等の改正、施行を実施している例もあります。

④オンライン化に向けた検討（スマートシティ推進企画政策会議）

行政手続のオンライン化に向けて、システム整備や事務処理手順などの検討を進めるとともに、押印の見直しを行う中で明らかになってくる課題への対応について検討を進めます。

文書作成の真意確認	本人確認がなされれば、通常の場合には「押印」は不要
文書内容の真正性の担保	文書の証拠価値は「押印」のみによって評価されるわけではなく、手続全体として評価されるものである

【参考2】

押印が存続する行政手続

現在、国が整理した行政手続において、存続とする手続の一例は次のとおりですの
で、検討の際の参考としてください。

(i) 登記印または登録印を求める手続であって、印鑑証明の提出も求めるもの(例)

・ 自動車の新規登録【国土交通省】

根拠法令：道路運送車両法

押印根拠：政令に明文の根拠

存続理由：自動車の登録手続のうち、印鑑証明書を求めている手続は、財産的価値の高い自動車の所有権の取得又は喪失に直接影響を及ぼすものであることから、所有権の公証のために厳格な本人確認を行う必要性が高く、存続の方向で検討中である。

・ 相続税申告（財産の分割の協議に関する書類）【財務省】

根拠法令：相続税法

押印根拠：法律に明文の根拠

存続理由：遺産分割協議の内容は相続税額の計算に直接影響することから、その内容が全員の真意に基づき成立したものであることを担保する措置が必要であるため。

(ii) 登記印または登録印を求める手続(例)

・ 商業、法人登記の申請【法務省】

根拠法令：会社法

押印根拠：法律に明文の根拠

存続理由：商業登記は、会社等の信用維持、取引の安全と円滑を確保するため、正確な法律関係や事実を公示する必要がある、それを実現するため、厳格な本人確認が必要である。その具体的方法として、登記の申請人に印鑑の提出を求め、書面による登記申請においては、この登記所に提出された印鑑と申請書に押された印鑑とを登記官が対照すること

によって、申請人の同一性を、確実かつ迅速に確認することができる。
したがって、押印を廃止することは困難である。

【参考3】

窓口提出、郵送（紙書面）による申請等の本人確認

<本人確認方法の例>

申請者	窓口申請の必要書類 (原本)	郵送での必要書類 (委任状のみ原本)
本人	○本人確認書類（原本）	○送付先住所が確認できる書類 (本人確認書類又は住民票、戸籍 の附票)
法人代表者	○本人確認書類（原本）	
法人従業員	○従業員であることの証明書 (社名、姓名明記) 又は委任状 ○本人確認書類（原本）	
代理人	○委任状 ○代理人の本人確認書類（原本）	○委任状 ○送付先住所が確認できる代理 人の書類 (本人確認書類又は住民票、戸籍 の附票)

<提示を求める本人確認書類の例>

1点で足りるもの	①官公署が発行した身分証明書等（顔写真付き） 例：マイナンバーカード、運転免許証又は運転経歴証明書、 旅券（パスポート）、在留カード又は特別永住者証明書、 身体障害者手帳等
2点必要なもの (②2点又は ②、③を1点ずつ)	②官公署が発行した身分証明書等（顔写真なし） 例：各種健康保険の被保険者証、国民年金手帳、各種年金 証書等
	③その他の本人名義書類 例：学生証（顔写真付き）、従業員であることの証明書（顔 写真付き）、公共料金の領収書（領収日から1年以内の もの）、国税又は地方税の納税通知書（発行後1年以内 のもの）、金融機関のキャッシュカード、クレジットカード 又は預（貯）金通帳等